日本家具産業振興会
国産家具の認定制度がスタート

安全+安心+環境に配慮した事業者を認定

（一社）日本家具産業振興会（加藤知成会長）は１月24日午前10時30分から東京都千代田区飯田橋の本部事務所で記者発表を行い、新たに開始する国産家具認定制度について詳細を明らかにした。記者発表には加藤会長のほか、表示対策委員会委員長として準備を進めてきた桑原義彦理事、丸山郁夫専務理事が出席し、認定制度の概要について説明した。

新たに始まる認定制度は家具製品についてユーザーに関心の高い安全、安心、環境に配慮した国産家具を生産する日本家具産業振興会の会員企業を対象に、国産家具表示ができる事業者として認定するもの。認定基準は日本国内で生産されたという点に加え、更に強度や耐久性、シックハウス対策をはじめ、材料に違法伐採でない木材（合法木材）を使用している点や、長期にわたる使用を可能にするため修理に応じることで家具を廃棄物とさせず環境に配慮しているなど、様々な内容をクリアした製品を作るメーカー等を認定し、認定者は対象となった製品に、安全で安心、環境に配慮した国産家具としての認定マークが表示できる。

国産家具の認定マーク。今秋開催のＩＦＦＴ／インテリアライフスタイルリビングでは認定マークを表示した家具が見られる予定。

「わが国の家具製造に携わる事業者および製品に対する社会からの期待と信頼に応え、適正な商品選択に資するとともに、わが国の家具製造の技術および技能を伝承し、さらに家具業界の団体である日本家具産業振興会としての社会責任を果たす」のが認定制度の目的。

認定対象となる国産家具は「原材料を除き、生産の一切を日本国内で行った製品」。原材料は木材および木質系材料（合板、パーティクルボード、ＭＤＦ、幅はぎ材、集成材、ＬＶＬ、突板等）と、金属、プラスチック、その他すべての家具用の素材および構成材料（ファブリック、皮革、クッション材、塗料、接着剤、家具金物等）、生産は家具の部分品を製作する形状加工からの作業であり、家具としての機能（座る、収納する、載せる等）、デザイン、安全性、品質（耐久性、使いやすさ、安定性、最終調整等）を完成させる行為および確認を行うこ

加藤会長「ＣＳＲの確立は産業課題」

国産家具の認定基準(部分)

認定要件(基準)

本認定を受けた事業者とは、自社で製造する製品(ＯＥＭ・下請メーカーから供給された製品を含む)のうち、以下に掲げる要件を満たした製品を有し、かつ要件を満たした社内体制であることとする。

なお、認定事業者が製造する製品すべてが以下の基準を満たした「国産家具」であるのではなく、「基準を満たした製品」も製造していれば、事業者認定の対象となっている。

ただし「国産家具」の定義に適合していること。

国産家具基準

「国産家具」の定義に適合していること。

品質基準

▽ＪＩＳ規格などで定められた強度・耐久性等の試験項目を内容とする日本家具産業振興会の「家具の性能指針」と同等またはそれ以外の品質を確保していること。

▽地震時の備え等を含め、安全面などの取扱上の注意事項が取扱説明書などで表示されていること。

▽ＰＬ保険(生産物賠償責任保険)に加入していること

エコ基準

日本家具産業振興会の「シックハウス対策指針」(注)に沿っていること。

(注)家具に使用する合板、繊維板及びパーティクルボード、接着剤についてはＪＡＳまたはＪＩＳ規格によるＦ☆☆☆☆のホルムアルデヒド、シルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、フタル酸ジ－ｎ－ブチルの６物質を含まないものを使用する。

木材基準

製品に木材を使用している場合は以下のいずれかにあてはまること。

▽合法木材供給事業者の認定を受けていること。

▽森林認証制度(ＦＳＣ、ＰＥＦＣ、ＳＧＥＣなど)におけるＣｏＣ認証を受けていること。

ただし「国産家具」表示ができる木製家具は以下のいずれかの材料を使用しているものとする。

▽合法性が証明された材料または森林認証制度のＣｏＣ認証のある材料。

▽合法木材供給事業者または森林認証制度のＣｏＣ認証*を受けた事業者から仕入れた材料。

＊ＣｏＣ認証(Chain of Custody)製造、加工、流通の全ての過程において認証材にそれ以外の材が混入しないように管理・製造されていることを認証するもの。

保護基準

▽修理およびメンテナンスに対応する体制であること。

▽製造者などの名称(認定事業者名)および消費者相談窓口(製品についての問い合わせ先)の連絡先(電話番号等)が本体もしくは取扱説明書等に明記されていること。

▽法令、自社基準、業界指針等を遵守し、消費者保護に努めること。

モラル(デザイン)基準

知的財産権など他社の権利侵害をしていないこと。

と。つまり、部品加工・組み立て以降の作業を日本国内で行った製品。認定要件(基準)は別掲の通り。

桑原委員長「“国産”の意味を主張したい」

認定の対象となるのは認定国産家具を製造する日本家具産業振興会の企業会員および組合会員の構成会員、家具協議会の会員で、認定・更新の有効期間は認定または更新後の３年間(３年に一度更新する必要がある)。

認定マークはラベル貼付け、焼印、タグ撮り付け、ＰＯＰなど製品の形態、状況に適した方法で、認定要件を満たした製品に表示でき、また、取扱説明書や製品カタログ、パンフレット、ホームページ、広告、名刺などにも掲載・表示できる。

日本家具産業振興会は昨年末に会員に申請を呼びかけ、申請を受け付け中。日本家具産業振興会内に設置した表示対策委員会で２月に審査を行い３月には認定事業者を発表する。2014年度(４月以降)も数回、認定申請の募集を行い、安全で安心、環境に配慮した国産家具の認定事業者を増やすとともに、ユーザー、関係各方面への周知に注力し、国産家具への関心を高め、需要喚起に努める。

加藤会長は次のように制度の必要性を説明した。

「団体合併から２年、ユーザーから様々なお問い合わせ、ご提案をいただき家具産業として、やらねばならないことを思い知らされた。家具産業として新しい視点をもつ必要がある。認定制度は産業のＣＳＲ(社会的責任)確立に向けた第一歩だ」